

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 当社は、協力会社および取引先との長期的な信頼関係の構築を重視し、公正かつ対等な取引関係のもとで相互の成長と付加価値の向上を目指します。清掃品質の向上および安定したサービス提供体制の構築のため、協力会社との情報共有および業務連携を推進します。
- b. 作業管理や業務報告等についてデジタルツールの活用を進め、協力会社との円滑な情報共有を図ることで業務効率化および生産性向上に取り組めます。
- c. 協力会社と連携し、清掃業務に関する技術や安全管理の向上を目的とした人材育成に取り組み、業界全体のサービス品質向上および人材確保に貢献します。
- d. 地域の協力会社や資材業者等との連携を強化し、地域経済の活性化および持続可能なサービス提供体制の構築に貢献します。
- e. 人件費、資材費、エネルギー価格等のコスト上昇が生じた場合には、協力会社との十分な協議を行い、適切な価格転嫁に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。当社は、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先との公正で対等な取引関係の構築に努めます。協力会社との取引においては、契約内容の明確化、適切な支払条件の確保、不当なコスト負担の押し付けを行わないなど、健全な取引慣行の維持に努めます。また、人件費、資材費、エネルギー価格等のコスト上昇が生じた場合には、協力会社との十分な協議を行い、適切な価格転嫁に努めます。

3. その他（任意記載）

当社は、協力会社との信頼関係を基盤とした持続可能なサービス提供体制の構築を目指し、適正取引の推進および清掃業界の健全な発展に貢献してまいります。また、働き方改革や業務効率化の推進を通じて生産性向上に取り組む、地域社会への貢献に努めます。

2026年3月14日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社下村美粧

企業名

代表取締役 下村芳夫

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。